

## 南区役所課長会議要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、南区役所の一体的かつ効率的な運営を図るため、南区役所課長会議(以下「課長会議」という。)について、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 課長会議は、南区役所が実施する事務事業の連絡、方針の調整その他必要な協議を行う。

### (組織)

第3条 課長会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 南区長(以下「区長」という。)は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を課長会議に出席させるものとする。

### (会議)

第4条 課長会議は、区長が招集し、会務を総理する。

2 区長に事故があるときは、副区長がその職務を代理する。

3 課長会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎週火曜日に開催する。ただし、区長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は中止するものとする。

4 臨時会は、区長が必要の都度招集する。

5 区長は、会議の議事が軽易な報告又は事務連絡に係るものである場合は、資料の回覧をもって会議の開催に代えることができる。

### (付議手続)

第5条 別表に掲げる者は、課長会議に付議すべき事項があるときは、開催日の属する週の前の週の木曜日までに、南区役所区振興課へ課長会議提案書(別記様式)に関係書類、資料等を添えて提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合の提出期限については、この限りでない。

### (庶務)

第6条 課長会議の庶務は、南区役所区振興課において処理する。

### (細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、課長会議の運営について必要な事項は、区長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区長
副区長
調整官
区振興課長
区民生活課長
社会福祉課長
長寿保険課長
健康づくり課長

